

京都市告示第507号

平成27年5月15日京都市告示第152号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、所得税の適用の対象となくなった日以後の認定を取り消し、寄附金税額控除の対象となる期間を変更するとともに、表について、一部を次のとおり変更します。

令和5年12月22日

京都市長 門川 大作

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	適用区分
特定非営利活動法人「歩くまち・京都」フォーラム	京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番地の13メルパルク京都1階	平成27年4月1日以後に支出された寄附金

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	寄附金税額控除の対象となる期間
特定非営利活動法人「歩くまち・京都」フォーラムに対する寄附金	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局歩くまち京都推進室内	平成27年4月1日から令和5年5月29日まで

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)